ホ　東海北陸道・北陸道コース

中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジから彦根インターチェンジまでの区間並びに北陸自動車道の米原ジャンクションから福井北インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから若狭美浜インターチェンジまでの区間並びに東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから白川郷インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の関広見インターチェンジから美濃加茂インターチェンジまでの区間並びに大垣西インターチェンジから養老インターチェンジまでの区間。

ヘ　名神・北陸道・京都縦貫道コース

中央自動車道西宮線の八日市インターチェンジから米原ジャンクションまでの区間並びに近畿自動車道敦賀線（小浜インターチェンジを含まない。）の敦賀ジャンクションから小浜インターチェンジまでの区間並びに北陸自動車道の米原ジャンクションから敦賀インターチェンジまでの区間及び西日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線（八日市インターチェンジを含まない。）の吹田インターチェンジから八日市インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道敦賀線の福知山インターチェンジから小浜インターチェンジまでの区間並びに近畿自動車道名古屋神戸線の草津ジャンクションから草津田上インターチェンジまでの区間並びに高槻インターチェンジから高槻ジャンクションまでの区間並びに京滋バイパスの全区間並びに京都縦貫自動車道の全区間並びに第二京阪道路の起点から八幡東インターチェンジまでの区間及び京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の全区間並びに綾部宮津道路の全区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

中日本高速道路株式会社が平成30年１月９日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年４月26日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「2018静岡ドライブプラン」中、

⑴　割引をする自動車に、

「⑪　静岡・御殿場周遊

⑶ロに定める期間のうち１日間以内に、⑷②へに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

⑵　割引を適用した後の料金の額　下表に、

静岡・御殿場周遊	2,100円	2,600円

を、

⑶　実施する期間に、

「ロ　平成30年５月９日から平成30年12月21日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）。」を、

⑷　適用区間②周遊エリアに、

「へ　静岡・御殿場周遊（観光施設提携型）

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから静岡インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新静岡インターチェンジまでの区間並びに新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間」を加える。

２．企画割引「2018山梨ドライブプラン」中、

⑴　割引をする自動車に、

「⑩　首都圏発着　山梨県域周遊①

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑪　首都圏発着　山梨県域周遊②

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑫　首都圏発着　山梨県域周遊③

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑬　首都圏発着　富士山周遊①

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑭　首都圏発着　富士山周遊②

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑮　首都圏発着　富士山周遊③

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑯　名古屋発着　山梨県域周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑰　山梨県域周遊

⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ニに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑱　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊①

⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑲　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・山梨周遊②

⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑳　諏訪・山梨周遊（観光施設提携型）

⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ホに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、